平成26年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年3月20日(木)

議 事 日 程(第5号)

平成26年3月20日午前10時開議

日程第 1 委員長報告 議案第2号ないし議案第78号

請願第1号

日程第 2 議案第79号 常陸太田市副市長の選任について

日程第 3 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて

日程第 4 議員提案第1号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた 環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書の提 出について

日程第 5 議員提案第2号 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について

日程第 6 所管事務調査及び閉会中の継続調査について

追加日程 議員提案第3号 市長の専決事項の指定内容の変更について

追加日程 議員提案第4号 常陸太田市議会委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員長報告(討論・採決)

日程第 2 議案第79号(提案理由説明·採決)

日程第 3 議案第80号(提案理由説明·採決)

日程第 4 議員提案第1号(提案理由説明·採決)

日程第 5 議員提案第2号(提案理由説明·採決)

日程第 6 所管事務調査及び閉会中の継続調査について

追 加 日 程 議員提案第3号及び議員提案第4号(提案理由説明・討論・採決)

山库装具

出席議員

1 8	3番	後	藤	守		議	長	17番	Ш	又	照	雄	副請	長
1	番	井	坂	孝	行	議	員	2番	藤	田	謙	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	議	員
3	番	赤	堀	平_	二郎	議	員	4番	木	村	郁	郎	議	員
5	番	深	谷		渉	議	員	6番	鈴	木	\equiv	郎	議	員
7	'番	平	Щ	晶	邦	議	員	8番	益	子	慎	哉	議	員
S)番	菊	池	伸	也	議	員	10番	深	谷	秀	峰	議	員
1 1	番	高	星	勝	幸	議	員	12番	成	井	小オ	比郎	議	員

13番	茅	根		猛	議	員	14番	片	野	宗	隆	議	員
15番	福	地	正	文	議	員	16番	Щ		恒	男	議	員
19番	黒	沢	義	久	議	員	20番	沢	畠		亮	議	員
21番	髙	木		将	議	員	22番	宇	野	隆	子	議	員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長 梅原 勤 副 市 長 中原一博教育長 佐 藤 啓 総務部長兼政策企画部長 荻 津 一 成 市民生活部長 塙 信 夫 保健福祉部長 樫村浩治産業部長 鈴木典夫建設部長 弘 行 会計管理者 山崎 鈴 木 則 文 上下水道部長 壽 之 消 防 長 福地 山崎修一教育次長 字野智明秘書課長 宏総務課長 植木 大和田 隆監查委員

事務局職員出席者

 吉 成 賢 一 事 務 局 長
 金 子
 充 議 事 係 長

 榊 一 行 総 務 係 長

午前10時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって, 定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

○後藤守議長 日程第1,委員長報告を行います。

議案第2号から議案第78号まで,並びに請願第1号,以上78件を一括議題として,各常任委員会及び予算特別委員会の審査の経過並びに結果について,各常任委員長並びに予算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長益子慎哉議員の報告を求めます。8番益子慎哉議員。

〔総務委員長 益子慎哉議員 登壇〕

○総務委員長(益子慎哉議員) おはようございます。総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成26年第1回常陸太

田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会 議規則第110条の規定により報告いたします。

事件番号, 件名, 審査結果の順にご報告いたします。

議案第2号常陸太田市債権管理条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第5号常陸太田市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について,原案可決すべきものと決定。

議案第6号常陸太田市行政組織条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第7号常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について,原案可決すべき ものと決定。

議案第8号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第9号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について,原 案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第11号常陸太田市危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第13号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第35号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第59号茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約について、原案可決すべきものと決定。

議案第61号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算(第10号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○後藤守議長 次, 文教民生委員長深谷秀峰議員の報告を求めます。10番深谷秀峰議員。

〔文教民生委員長 深谷秀峰議員 登壇〕

〇文教民生委員長(深谷秀峰議員) 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付して あります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成26年第1回常陸太田市議会定例 会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第11 0条及び143条の規定によりご報告いたします。

事件番号, 件名, 審査結果の順にご報告いたします。

議案第3号常陸太田市学校教育施設整備基金の設置,管理及び処分に関する条例の制定について,原案可決すべきものと決定。

議案第4号常陸太田市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について,原案可決すべきものと決定。

議案第10号常陸太田市ごみ処理等手数料条例の一部改正について、原案可決すべきものと決

定。

議案第12号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第14号常陸太田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案 可決すべきものと決定。

議案第15号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

次のページに参ります。議案第16号常陸太田市健康センターの設置及び管理に関する条例の 一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第17号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第19号常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第20号常陸太田市営里美斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第42号常陸太田市社会教育委員に関する条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第43号常陸太田市郷土文化保存伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第44号常陸太田市運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第45号常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案 可決すべきものと決定。

議案第46号常陸太田市交流センターふじの設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

議案第47号常陸太田市水府総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

議案第48号常陸太田市里美文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

次のページに参ります。議案第50号常陸太田市水府海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第51号常陸太田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

議案第52号常陸太田市青少年問題協議会設置条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第53号常陸太田市西金砂杜の湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案

可決すべきものと決定。

議案第54号常陸太田市春友手づくり工芸センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第55号常陸太田市工芸交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について, 原案可決すべきものと決定。

議案第56号常陸太田市梨木平工芸の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原 案可決すべきものと決定。

議案第57号常陸太田市福祉住宅設置及び管理に関する条例の廃止について、原案可決すべき ものと決定。

議案第62号平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、原 案可決すべきものと決定。

議案第63号平成25年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案可決すべきものと決定。

請願第1号要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書,不採択とすべきものと 決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 次,産業建設委員長高星勝幸議員の報告を求めます。11番高星勝幸議員。

〔産業建設委員長 高星勝幸議員 登壇〕

〇産業建設委員長(高星勝幸議員) 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付して あります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成26年第1回常陸太田市議会定例 会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第11 0条の規定によりご報告いたします。

事件番号, 件名, 審査結果の順にご報告いたします。

議案第18号常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

議案第21号常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第22号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

議案第23号常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第24号常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

議案第25号常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第26号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関す

る条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第27号常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第28号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第29号常陸太田市西金砂そばの郷,西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第30号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第31号常陸太田市水府竜の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について,原 案可決すべきものと決定。

議案第32号常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

議案第33号常陸太田市水と土ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正について、 原案可決すべきものと決定。

議案第34号常陸太田市法定外公共物管理条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第36号常陸太田市都市公園条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第37号常陸太田市下水道条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして,議案第38号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部 改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第39号常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について,原案可決すべきものと決定。

議案第40号常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第41号常陸太田市工業用水道事業給水条例の一部改正について,原案可決すべきものと 決定。

議案第49号常陸太田市ふるさとの森マウンテンバイクコース設置及び管理に関する条例の一 部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第58号常陸太田市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の廃止について、 原案可決すべきものと決定。

議案第60号常陸太田市道路線の認定について、原案可決すべきものと決定。

議案第64号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第65号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について、 原案可決すべきものと決定。

議案第66号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第

2号) について、原案可決すべきものと決定。

議案第67号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第68号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第3号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 次,予算特別委員長深谷秀峰議員の報告を求めます。10番深谷秀峰議員。

[予算特別委員長 深谷秀峰議員 登壇]

○予算特別委員長(深谷秀峰議員) 予算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成26年第1回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号, 件名, 審査結果の順にご報告いたします。

議案第69号平成26年度常陸太田市一般会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第70号平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第71号平成26年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決すべき ものと決定。

議案第72号平成26年度常陸太田市介護保険特別会計予算について,原案可決すべきものと 決定。

議案第73号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について,原案可決すべきものと決定。

議案第74号平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参ります。議案第75号平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について、原案可決すべきものと決定。

議案第76号平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について,原案可決すべきものと決定。

議案第77号平成26年度常陸太田市水道事業会計予算について,原案可決すべきものと決定。 議案第78号平成26年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について,原案可決すべきもの と決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

議案第2号,議案第10号,議案第11号,議案第14号から議案第33号まで,議案第35号から議案第37号まで,議案第39号から議案第41号まで,議案第43号から議案第48号まで,議案第50号,議案第51号,議案第53号から議案第56号まで,議案第69号,議案第70号,議案第72号から議案第78号まで,請願第1号,以上51件については,討論の通告がありますので発言を許します。22番字野隆子議員。

[22番 宇野隆子議員 登壇]

〇22番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第69号平成26年度一般会計予算についてを初め、議案第2号、議案第10号、議案第11号、議案第14号から議案第33号まで、議案第35号から議案第37号まで、議案第39号から議案第41号まで、議案第43号から議案第41号まで、議案第43号から議案第48号まで、議案第50号、議案第51号、議案第53号から議案第56号まで、議案第70号、議案第72号から議案第78号まで、以上50件と、請願第1号要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書について、委員長報告のとおり決することに反対の立場を表明するとともに、討論を行います。

議案第69号平成26年度常陸太田市一般会計予算についてです。

本年度の国家予算は、第2次安倍政権の通年予算編成で、4月1日からの消費税8%への引き上げ、年金や生活保護基準の引き下げ、教育、農業、地方財政など、軒並み削減を行うなど、国民生活のあらゆる場面で負担増を押しかぶせています。一方、大企業減税を初め、国土強靭化を看板にした大型公共事業のばらまき、成長戦略具体化のための予算などの大企業大盤振る舞いを行い、新中期防衛計画の初年度予算として軍事費を増額し、戦争する国づくりを進める予算となっています。国の借金は膨れ上がっているにもかかわらず、消費税頼みで依然として巨額の借金を重ね、財政再建の見通しは全く立っておりません。このような国の予算編成のもと、常陸太田市政が悪政から市民を守る防波堤となり、福祉、暮らし、教育、防災の充実最優先の予算編成を行うべきです。

私は一般質問や質疑で、所得の減少、物価の値上がりの中、4月からの消費税増税は市民の暮らしや中小業者にとって生活や経営を押しつぶすことになると指摘してきました。ところが消費税率引き上げを理由に、公共施設の使用料、手数料や上下水道料金など全てにわたって引き上げ、5千万円余の新たな負担増を押しかぶせております。「消費税法」の特例措置を活用して、一般会計での利用料、手数料については、原則転嫁すべきではありません。消費税増税中止を国に求め、増税の転嫁を回避して、市民の暮らしや中小業者の経営支援を強く求めます。

地方消費税交付金の税率1%から1.7%に引き上げられ,前年度比6,700万円の増額になっております。安倍首相は,消費税の増税分は福祉予算にと言ってきましたが,本市では,財政調整基金とともに,市民生活を支える予算として有効に活用すべきです。

複合型交流拠点施設整備費として本格的に予算が組まれました。造成工事1億1,000万円,

用地購入費2万3,000平米で1億1,000万円など,合わせて3億312万5,000円の予算が組まれております。これまでも発言をしてまいりましたが,設立検討委員会もこれから設置する,計画内容の検討のおくれがあります。ソフト面よりハード面を進める,私はこのような事業は認められません。

本市では、中学校卒業までの子どもの医療費助成を行っておりますが、平成26年度より茨城県において小児医療費助成を入院、外来とも小学6年、入院は中学3年まで拡充することを受けて、本市でも高校生卒業まで拡充をして、子育て支援の充実を図ることを求めます。

2010年からの国の就学援助制度拡充に伴い、クラブ活動費やメガネ購入費など、対象の拡充を求めます。

市職員についてですけれども、行政改革を名目に職員の削減計画をやめ、日常業務を充実させることで、市民の命と財産を守る自治体の役割を果たせる体制を確保すべきです。

学校給食里美センター調理業務民間委託により、人件費等の削減を図っていますが、学校給食は、栄養士、調理師など、学校給食にかかわる職員が一体となって食育を高め、安全でおいしい給食を子どもたちに提供する、そのためにも私は民間委託に反対をいたします。

当然のことながら、本会計は、市政全般にかかわる有用な予算が組まれております。そのほとんどは賛成できるものですが、以上何点か指摘をいたしまして、一般会計予算に反対をいたします。

4月からの消費税8%増額を前提とした上下水道料金、各種施設の使用料、利用料金など公共料金への転嫁、値上げの条例の一部改正については反対です。現在のように働く人たちの賃金が上がらず家計の実質所得が目減りしている中で、消費税増税に加えてさらに公共料金を値上げすれば、市民生活と地域経済に大きな影響を与えます。上下水道料金は暮らしを圧迫しております。消費税の転嫁、値上げの条例の一部改正については認められません。

平成26年度国民健康保険特別会計予算についてです。国保税が高過ぎて払いたくても払い切れない状況は本当に深刻です。国保加入者の所得に占める保険税負担は、健保組合や協会健保、共済など、他の公的医療保険の約2倍、所得の1割以上を超えております。保険税負担は既に限界を超えております。一般会計からの繰入金、法定外繰り入れが前年度より1億円減の1億500万円計上されております。保険税率は変わりませんが、現在の皆保険体制を維持するためやむを得ず行っているものと言えます。本来は法定外ではなく、国庫負担や都道府県負担を増やして法定繰り入れで制度として対応すべきものと言えます。支払準備基金が平成25年度見込み額で4億9、595万791円になると予算特別委員会で答弁がありました。約5億円です。私は基金の取り崩しで高い国保税の引き下げを求めます。

また、早期発見、早期予防のため、保険事業の脳ドック、また人間ドックなど補助金の増額を 行い、自己負担の軽減を図ることを求めます。また、出産育児一時金の1件当たり42万円の増 額も求めます。

平成26年度介護保険特別会計予算についてです。支払準備基金,平成25年度末見込み額が 5億1,678万円で,平成26年度予算で9,154万1,000円の基金繰り入れを行い,平成 26年度支払準備基金の積み立てが約4億2,000万円になります。多額の基金積み立ては問題です。介護予防事業の二次予防,一次予防の事業の1つである口腔機能向上や水泳教室事業などの拡充や包括的支援事業任意事業の充実を求めます。

工業用水道事業会計予算については、一般会計からの補助金2,991万2,000円,これは認められません。

議案第2号常陸太田市債権管理条例の制定についてです。市民の暮らしの大変さは深刻度を増しております。この債権管理条例の制定について、提案理由は、市の債権(地方自治法第240条に規定する金銭債権)について、市の責務や法令等の規定を整理し、債権の状況を正確に把握しながら統一的かつ効率的な債権の管理に関する事務処理を行い、債権管理体制の強化を図るため、本条例を制定するものであると述べております。

平成25年度の事務に関する説明書の中の滞納整理事務で、収納率の向上に努めたということで、滞納処分発付等件数内訳が載っております。これを見ますと、督促状発布2万463件、催告書発付2,750件、財産差し押さえ給与・年金が6件、財産差し押さえ不動産65件、同じく貯金176件、生命保険38件、賃料1件、財産差し押さえその他として64件、納付誓約44件、滞納処分執行停止160件、不納欠損処分650件、不動産公売9件、交付要求44件、貯金調査850件という内訳が出ておりました。

私は、滞納処分発付等件数内訳の一覧を見まして、何かひやっとするものを感じました。市民の担税力の低下の中で、本市でも差し押さえなど滞納処分の強化で収納率の引き上げの状況が続いているのかと思います。債権を中心とした差し押さえが増えており、貯金、不動産の財産差し押さえが目立っております。納付誓約が44件と少ない状況にあります。滞納整理の方向は、個別の実情で決まっていくと思います。納付相談を丁寧に行い、一人ひとりの滞納事案について、1つは分納制度適用の方向か、2つ目に生活困窮、無財産等による滞納処分の停止の方向か、3つには、真に悪徳滞納と判断して強制処分の方向かなど検討し、滞納整理の方向を見きわめることになるのではないかと思います。納税についての誠実な意思が認められる納税者について、血の通った、あるべき徴収行政を求めたいと思います。

議案第2号の債権管理条例の制定について、繰り返しますが、効率的な債権の管理に関する事務処理を行い、債権管理体制の強化を図るために本条例を制定することについて、私は差し押さえを中心とした滞納処分で収納を図っていく納税の強化には反対をいたします。

請願第1号要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書についてです。政府厚労省は、次期介護保険制度見直しの中で、要支援者が利用しているサービス全体の6割を占めている訪問看護、通所介護を現行の給付から切り離し、市町村が実施する事業に移管する法改正案を示しました。要支援者が受けられる現行の保険給付は、サービスの種類、内容、運営基準、人員基準、利用料が全国一律で決まっております。しかし新しい地域支援事業では、内容は市町村の裁量任せで運営、人員基準もなくなりサービスはばらばらになってしまいます。新しい地域支援事業の担い手については、ボランティア、NPOなどを活用し、退職後の高齢者を生活支援の担い手として想定し、高齢者が中心となった地域の支え合いを構築すると強調するなど、サービス

提供体制も危うい内容です。

例えば、状態変化の早期発見と対処、認知症への対応、利用者との時間をかけた関係づくり、 コミュニケーションを通した信頼の構築や相談・援助など、ボランティアで代替することはでき ません。ボランティアでも可能という政府の方針に介護の専門性、職能を真っ向から否定するも のです。

新しい地域支援事業への移行は、一定程度時間をかけて行うとしました。また、移行の理由について、厚労省は中長期的に介護保険料の上昇で見込まれることを上げて、市町村における効率的な事業の実施により、制度全体の効率化を図ると明記しました。要支援者に対して一定水準のサービスを補償する国の責任を投げ捨て、市町村に丸投げすることによりサービスの水準を切り下げて介護費用を削減する狙いです。

予防給付の見直しについて問題点を幾つか挙げました。一人ひとりが疾病や障害を抱え、定期的な訪問介護、通所介護を利用することで在宅生活を続けることが可能になっております。訪問介護、通所介護の切り捨て、市町村への丸投げは新たな介護難民を作り出すものにほかなりません。要支援者は決して不要支援者ではないということです。

茨城県社会保険推進協議会からの「要支援者に対する給付を地域支援事業に移行せず、今まで どおり介護予防給付で行うよう国に要請してください」という請願は願意妥当です。

以上51件に対して意見を述べまして, 反対討論といたします。

〇後藤守議長 次,議案第69号から議案第78号まで,以上10件について討論の通告がありますので,発言を許します。10番深谷秀峰議員。

[10番 深谷秀峰議員 登壇]

〇10番(深谷秀峰議員) 予算特別委員長の深谷秀峰です。私は議案第69号から議案第78号までの平成26年度一般会計及び各特別会計,企業会計予算,計10件について,原案賛成の立場から討論を行います。

本議会における予算の審査に当たりましては、広く客観的に市民の目線に立ち、公平な立場で 審議をしてまいりました。その結果、当市の平成26年度予算編成においては、地方交付税の減 額など歳入の減により一段と厳しくなる財政状況に対し、限られた財源を効果的に活用するため、 各事業の費用対効果を精査検証し、健全な財政運営を念頭に置いた予算の編成に当たられたこと がうかがえます。

平成26年度一般会計当初予算は、230億4、000万円、前年度当初予算より9、200万円、0.4%の減となっております。この中で新年度の主な事業といたしまして、複合型交流拠点施設整備事業、地域おこし協力隊事業の拡充に加え、新たにアーティスト・イン・レジデンス支援事業の取り組み、消費税率引き上げに伴う臨時福祉給付事業及び子育て世帯臨時特例給付事業、金砂郷統合中学校整備事業、穀物乾燥施設整備事業費補助金、観光情報誌作成事業などが計画されており、また、少子化・人口減少抑制対策では、これまでの新婚家庭、子育て家庭への取り組みを継続するとともに、定住促進助成事業の拡充、子育てに優しい常陸太田をつくる啓発事業、不妊・不育治療助成事業なども取り組まれます。その他にもさまざまな事業が計画されており、福

祉・教育・文化・環境・産業など市民生活向上に向けた幅広い施策により、細部にわたり市民本 位の予算編成と言えるものとなっております。

特別会計については、7会計で総額141億559万2,000円,企業会計は2会計で20億864万2,000円,各会計の予算を合計いたしますと391億5,423万4,000円で、一般会計、各特別会計、企業会計、それぞれにおいて安定した事業運営が図られるよう計上されており、本市の第5次総合計画後期基本計画の6つの重点戦略に沿って、市民の要望に応えた各種事業が積極的に展開されようとしております。

結論といたしまして、これらの新年度予算は市民ニーズを的確に反映したものとなっていることから、議員各位におかれましてもご理解を賜り、議案第69号から議案第78号までの平成26年度一般会計、各特別会計、企業会計10件につきまして、原案のとおり可決されますようご賛同をお願い申し上げまして賛成討論といたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第2号常陸太田市債権管理条例の制定については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第2号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号常陸太田市学校教育施設整備基金の設置,管理及び処分に関する条例の制定について,議案第4号常陸太田市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について,議案第5号常陸太田市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について,議案第6号常陸太田市行政組織条例の一部改正について,議案第7号常陸太田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について,議案第8号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について,議案第9号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について,議案第12号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について,議案第13号常陸太田市東日本大震災被害対策支援金等支給条例の一部改正について,議案第34号常陸太田市法定外公共物管理条例の一部改正について,議案第38号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について,議案第42号常陸太田市社会教育委員に関する条例の一部改正について,議案第49号常陸太田市市会との森マウンテンバイクコース設置及び管理に関する条例の一部改正について,議案第52号常陸太田市青少年問題協議会設置条例の一部改正について,議案第57号常陸太田市福祉住宅設置及び管理に関する条例の廃止について,議案第58号常陸太田市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の廃止について,議案第58号常陸太田市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の廃止について,議案第58号常陸太田市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例の

廃止について、議案第59号茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約について、議案第60号常陸太田市道路線の認定について、議案第61号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算(第10号)について、議案第62号平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第63号平成25年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、議案第64号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第65号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第67号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第67号平成25年度常陸太田市商易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第68号平成25年度常陸太田市市あ水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第68号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第68号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第3号)について、以上26件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第9号まで、議案第12号、 議案第13号、議案第34号、議案第38号、議案第42号、議案第49号、議案第52号、議 案第57号から議案第68号まで、以上26件については、原案可決することに決しました。

〇後藤守議長 採決いたします。

議案第10号常陸太田市ごみ処理等手数料条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市 危険物の規制に関する手数料条例の一部改正について、議案第14号常陸太田市総合福祉会館の 設置及び管理に関する条例の一部改正について,議案第15号常陸太田市診療所の設置及び管理 に関する条例の一部改正について、議案第16号常陸太田市健康センターの設置及び管理に関す る条例の一部改正について、議案第17号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部 改正について,議案第18号常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部 改正について,議案第19号常陸太田市営斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について, 議案第20号常陸太田市営里美斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第2 1号常陸太田市簡易水道事業給水条例の一部改正について, 議案第22号常陸太田市西山の里観 光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第23号常陸太田市水府ふるさと センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第24号常陸太田市水府竜神ふ るさと村の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第25号常陸太田市水府竜神観 光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第26号常陸太田市里美カントリ 一牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第27号常陸太田市里美温泉保養 センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第28号常陸太田市農業集落排 水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第29号常陸太田市西金砂そ ばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房の設置及び管理に関する条例の一部改正 について、議案第30号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一 部改正について,議案第31号常陸太田市水府竜の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改

正について、議案第32号常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改 正について、議案第33号常陸太田市水と土ふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改 正について、議案第35号常陸太田市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について、議 案第36号常陸太田市都市公園条例の一部改正について,議案第37号常陸太田市下水道条例の 一部改正について、議案第39号常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正 について、議案第40号常陸太田市水道事業給水条例の一部改正について、議案第41号常陸太 田市工業用水道事業給水条例の一部改正について、議案第43号常陸太田市郷土文化保存伝習施 設の設置及び管理に関する条例の一部改正について,議案第44号常陸太田市運動公園の設置及 び管理に関する条例の一部改正について、議案第45号常陸太田市スポーツ施設の設置及び管理 に関する条例の一部改正について、議案第46号常陸太田市交流センターふじの設置及び管理に 関する条例の一部改正について,議案第47号常陸太田市水府総合センターの設置及び管理に関 する条例の一部改正について、議案第48号常陸太田市里美文化センターの設置及び管理に関す る条例の一部改正について、議案第50号常陸太田市水府海洋センターの設置及び管理に関する 条例の一部改正について、議案第51号常陸太田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条 例の一部改正について、議案第53号常陸太田市西金砂杜の湯の設置及び管理に関する条例の一 部改正について、議案第54号常陸太田市春友手づくり工芸センターの設置及び管理に関する条 例の一部改正について、議案第55号常陸太田市工芸交流センターの設置及び管理に関する条例 の一部改正について、議案第56号常陸太田市梨木平工芸の森の設置及び管理に関する条例の一 部改正について,以上40件については,委員長報告のとおり,原案可決することに賛成の諸君 の起立を求めます。

[賛成者起立]

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第10号、議案第11号、議案第14号から 議案第33号まで、議案第35号から議案第37号まで、議案第39号から議案第41号まで、 議案第43号から議案第48号まで、議案第50号、議案第51号、議案第53号から議案第5 6号まで、以上40件については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第69号平成26年度常陸太田市一般会計予算について,議案第70号平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について,以上2件については,委員長報告のとおり,原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第69号、議案第70号、以上2件については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号平成26年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第71号については、原案可決することに 決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第72号平成26年度常陸太田市介護保険特別会計予算について,議案第73号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計予算について,議案第74号平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算について,議案第75号平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計予算について,議案第76号平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算について,議案第77号平成26年度常陸太田市水道事業会計予算について,議案第78号平成26年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について,以上7件については,委員長報告のとおり,原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第72号から議案第78号まで、以上7件については原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

請願第1号要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願については、委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○後藤守議長 起立多数であります。よって、請願第1号については、不採択とすることに決しました。

日程第2 議案第79号

○後藤守議長 次、日程第2、議案第79号常陸太田市副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

[大久保太一市長 登壇]

○大久保太一市長 議案第79号常陸太田市副市長の選任についてご提案申し上げます。下記の者を常陸太田市副市長に選任したいので、「地方自治法」第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成26年3月20日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所、東京都文京区千石2の31の2。氏名、宮田達夫。生年月日は昭和 28年9月19日でございます。

提案理由につきましては、常陸太田市副市長梅原勤氏が、平成26年3月31日をもって任期

満了となりますので、その後任者を選任するためご提案するものでございます。

次のページに、宮田達夫氏の略歴を記してございます。住所につきましては、先ほど申し上げましたように、現在東京都文京区となっておりますけれども、ご同意をいただきますれば、通勤可能な範囲に引っ越しすることは当然のことでございます。

学歴といたしましては、昭和51年3月、早稲田大学教育学部を卒業、同時に昭和51年4月から県職員となりまして、土木部を振り出しとし、国際交流関係、そしてまた農林水産部林政課等の職を歴任いたしまして、平成18年4月から茨城県産業立地推進東京副本部長、そして平成25年4月からは、茨城県理事兼産業立地推進東京本部長を務めておりまして、現在に至っているものでございます。

議員各位のご同意を賜りますようお願いをいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。
- _____
- ○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号常陸太田市副市長の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第79号については、原案同意することに 決しました。

日程第3 議案第80号

○後藤守議長 次,日程第3,議案第80号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

〇大久保太一市長 議案第80号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、同意を求めることについてご提案を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成26年3月20日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所は、常陸太田市上宮河内町3600番地。氏名は安西典子氏でございます。生年月日は、昭和34年1月1日。

提案理由につきましては、人権擁護委員の大曽根民子氏が、平成26年6月30日をもって任 期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案申し上げるものでございま す。

略歴につきまして、次のページに付けてございますが、昭和57年3月、国立茨城大学教育学部を卒業されまして、その後、小学校教諭を経まして、平成9年4月には茨城県教育委員会事務局職員、そしてその後、平成10年10月からは心の教室相談員、平成19年8月からは民生委員・児童委員、平成22年4月から民事調停委員、そして平成23年1月から司法委員として現在に至っている方でございます。

議員各位のご同意、よろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。
- ·_____
- ○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

〇後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第80号については、原案同意することに 決しました。

日程第4 議員提案第1号

○後藤守議長 次,日程第4,議員提案第1号2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番益子慎哉議員。

[8番 益子慎哉議員 登壇]

〇8番(益子慎哉議員) お許しをいただきましたので、お手元の議員提案第1号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第1号2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり協議し、「地方自治法」第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成26年3月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員益子慎哉。賛成者、同じく深谷渉、同じく沢畠亮、同じく後藤守、同じく片野宗隆、同じく成井小太郎、同じく赤堀平二郎、同じく井坂孝行。政府においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、環境整備、地域における取り組みへの支援を行うよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参ります。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書(案)。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず、日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されています。国民の理解と協力のもと、大会成功に向け環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要性があることから、政府に対し、以下の項目について強く要望します。

記。

- 1,各国選手団の事前合宿の誘致,観光プログラムの実施などを通じて,日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2, 共生社会の観点から、オリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3,少子・高齢化社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対して支援を行うこと。
- 4,海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備, ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など,大会終了後も想定した,我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上,「地方自治法」第99条の規定により,意見書を提出いたします。平成26年3月20日,常陸太田市議会。提出先は,内閣総理大臣,総務大臣,文部科学大臣,国土交通大臣宛てとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。
- ○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって議員提案第1号については、委員会の付託を省略いたすことに決しました。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第1号2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び 地域における取り組みへの支援を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第1号については、原案可決することに決しました。

日程第5 議員提案第2号

〇後藤守議長 次,日程第5,議員提案第2号微小粒子状物質 (PM2.5) に係る総合的な対策 の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。10番深谷秀峰議員。

[10番 深谷秀峰議員 登壇]

〇10番(深谷秀峰議員) お手元の議員提案第2号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第2号微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成26年3月20日提出。提出者、常陸太田市議会議員深谷秀峰、賛成者、同じく福地正文、髙木将、川又照雄、山口恒男、木村郁郎、藤田謙二。

提案理由,政府においては,微小粒子状物質 (PM2.5) に係る総合的な対策を推進されるよう,意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参ります。微小粒子状物質 (PM2.5) に係る総合的な対策の推進を求める意見書 (案)。我が国では、「大気汚染防止法」や「自動車NOx・PM法」による規制等により、大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄、二酸化窒素などの濃度は大きく改善してきています。一方で、微小粒子状物質 (PM2.5) は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから大きな課題となっています。また、平成25年1

月以降,中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し,我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことで国民の関心が高まっており,PM2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められていることから,政府に対し,以下の項目について強く要望します。

- 1, PM2.5の発生源の実態や,構成成分の解明をした上で,法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに,環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。
- 2, PM2. 5 による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては速やかに実施できる体制を整備すること。
- 3,国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながらモニタリング体制の整備を推進すること。

以上,「地方自治法」第99条の規定により,意見書を提出いたします。平成26年3月20日,常陸太田市議会。提出先は,内閣総理大臣,厚生労働大臣,環境大臣宛てとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。
- ○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって議員提案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。
- ○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第2号微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、原案可決すること

に決しました。

日程第6 所管事務調査及び閉会中の継続調査について

〇後藤守議長 次,日程第6,所管事務調査及び閉会中の継続調査についてを議題といたします。 お手元に配付いたしてありますとおり、総務委員会、文教民生委員会、産業建設委員会、議会運 営委員会から、それぞれ閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会の申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員会の申し出のとおり決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第3号市長の専決事項の指定内容の変更について,議員提案第4号常陸太田 市議会委員会条例の一部改正について,以上2件が提出されました。これを日程に追加し,議題 とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号、議員提案第4号、以上2件を 日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第3号及び議員提案第4号

○後藤守議長 議案を配布いたします。

[事務局議案を配布]

○後藤守議長 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。12番成井小太郎議員。

[12番 成井小太郎議員 登壇]

〇12番(成井小太郎議員) お許しをいただきましたので、議員提案第3号について、お手元に配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第3号市長の専決事項の指定内容の変更について,「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第180条の規定により規定した市長の専決事項の指定について(昭和47年9月30日議決)を別紙のとおり変更するものとする。平成26年3月20日提出。提出者,常陸太田市議会議員成井小太郎。賛成者,同じく深谷渉,同じく髙木将,同じく茅根猛,同じく高星勝幸,同じく深谷秀峰,同じく益子慎哉,同じく鈴木二郎。

提案理由,「地方自治法」第180条の規定に基づき,市長において専決処分することができる議会の権限に属する軽易な事項を議会の議決により指定することにより,市の債権及び債務等

について迅速かつ効率的に処理を行うため、昭和47年9月30日に議決した市長の専決処分事 項の指定内容を変更するものである。

次のページに参ります。市長の専決事項の指定について、「地方自治法」(昭和22年法律第 67号) 第180条の規定により、下記の事項に関しては、市長において専決処分することがで きる。

記。

- 1,金銭債権に係る訴えの提起,和解,斡旋及び調停(市営住宅管理上のものを除く)で,そ の目的の金額が300万円以下のものに関すること。
 - 2、法律上の義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額を定めること。
 - 3, 市営住宅の管理上, 必要な訴えの提起, 和解及び調停に関すること。

具体的には新旧対照表をごらんください。

以上申し上げまして、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

続きまして、議員提案第4号について、お手元に配付されました文書の朗読をもってご提案申 し上げます。

議員提案第4号常陸太田市議会委員会条例の一部改正について、常陸太田市議会委員会条例の 一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成26年3月20日提出。提出者、常 陸太田市議会議員成井小太郎。賛成者、同じく深谷渉、同じく髙木将、同じく茅根猛、同じく高 星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく益子慎哉、同じく鈴木二郎。

提案理由、常陸太田市議会議員の定数の改正及び常陸太田市行政組織条例の一部改正に伴い、 常任委員会の定数の見直し及び委員会の所管する部の改正を行うため、本条例の一部改正を行う ものである。

次のページに参りまして、常陸太田市議会委員会条例の一部を改正する条例。常陸太田市議会 委員会条例(平成3年常陸太田市条例第16号)の一部を次のように改正する。第2条第2項総 務委員会の項中,8人を7人に改め,同項産業建設委員会の項中,7人を6人に改め,同項第1 号中、産業部を農政部に改め、同項中、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第 3号とし、第1号の次に次の1号を加える。(2)商工観光部の所管に属する事項。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、委員の定数については、公布 の日以降執行される一般選挙後、初めて招集される市議会から適用する。

具体的には新旧対照表をごらんください。

以上申し上げまして、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号,議員提案第4号,以上2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号、議員提案第4号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。22番宇野隆子議員。

[22番 宇野隆子議員 登壇]

〇22番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。ただいま提案されました議員提案第3 号市長の専決事項の指定内容の変更について、反対の立場で討論を行います。

この市長の専決事項の指定内容の変更ですけれども、先ほど議案で出されておりました常陸太田市債権管理条例の制定に伴っての市長の専決事項の拡大だと思います。金銭債権に係る訴えの提起、和解、斡旋及び調停で、その目的の金額が100万円から300万円以下のものに関することで、新旧対照表に改正案として出ております。

この300万円以下の引き上げですけれども、これは市税、国民健康保険税、その他に統一的 ということで強制徴収公債権として介護保険料とか、特環下水道事業受益者分担金、また、公共 下水道使用料、特環下水道使用料、そういうものがここに入ってくると。そうすると100万円 を超えてしまうということでの引き上げだという説明が全協でもありました。

私はこの滞納整理事務において、滞納処分の強化というところでは、やはり反対をいたします。 先ほども申し上げましたとおり、血の通った、あるべき徴収行政を求めまして、議案提案第3号 についての反対討論といたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

〇後藤守議長 採決いたします。

議員提案第3号市長の専決事項の指定内容の変更については、原案可決することに賛成の諸君 の起立を求めます。

[賛成者起立]

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議員提案第3号については、原案可決することに 決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第4号常陸太田市議会委員会条例の一部改正については、原案可決することにご異議

ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、原案可決することに決しました。

〇後藤守議長 以上をもって、今期定例会の議事は、全て議了いたしました。 ここで副市長から発言の申し出がありますので、これを許します。副市長。

〔梅原勤副市長 登壇〕

〇梅原勤副市長 議長のお許しをいただき、退任のご挨拶の機会をいただきましたことを大変うれしく思います。

4市町村合併間もない平成18年4月1日,議会の皆様のご同意を得て、栄光の常陸太田市副市長の大任を仰せつかりました。それ以来、2期8年間務めさせていただき、このたび任期満了により退任することになりました。この間、議会の皆様の深いご理解とご支援、ご鞭撻をいただき、市職員の支えのもとで、微力ではございましたが、全力をもって思い出多い日々を過ごさせていただきました。今はただ感謝の気持ちでいっぱいでございます。ありがとうございました。

市政は市民の夢づくりと申します。大久保市政の目指す「だれもが住んでよかったと思えるまちづくり」「人・地域がかがやく協働のまちづくり」の成果が実りつつあることを実感しているところでございます。しかしながら、少子化・人口減少が進む中、新たな課題が常に生じてまいります。市として今後はそうした課題に果敢に挑みながら、市政がますます発展しますこと、そして議会の皆様のご健勝でのご活躍、ご発展、さらには市民の皆様のご多幸を心よりご祈念申し上げまして、退任に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍 手)

○後藤守議長 閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成26年第1回市議会定例会の閉会に当たりまして,一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、平成26年度各会計の当初予算を初めといたしまして、専決処分の承認、条例の制定や一部改正、平成25年度の補正予算及び人事案件につきまして、合計82件について原案のとおり承認、可決、同意を賜りまして、まことにありがとうございました。議員の皆様の慎重で熱心なご審議に対しまして心から感謝を申し上げます。

審議の過程においていただきましたご意見,ご要望,そしてご提言につきましては,それぞれの趣旨を十分に配慮して,平成26年度の行政執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、あらかじめご了承を賜りたいことがございます。1点目でございますが、平成25年度の一般会計補正予算につきましては、特別交付税及び市債などの額の確定に伴い、議会を招集する時間的な余裕がないと見込まれることから、専決処分により処置させていただいたいと存じます。また、「地方税法」の改正が国会において審議中であることから、市税条例等の改正につき

ましても審議状況により処置させていただきたいと存じます。あらかじめご了承を賜りますよう お願いを申し上げます。

次に、ただいまご挨拶をいただきました梅原副市長におきましては、3月31日付で任期満了により退任されますが、平成18年4月から2期8年間、合併後の市内の融和やインフラ整備、少子化・人口減少対策、観光や産業の振興のほか、東日本大震災の復旧・復興などに当たっていただきまして、常陸太田市の市政発展に大きく寄与していただきました。この間、議員の皆様を初め、多くの市民の皆様のご理解とご協力をいただいたことに対し、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。今後のますますの活躍をお祈りするところでございます。

最後になりますが、議員の皆様には時節柄ご自愛をいただきまして、本市の最重要課題である 少子化・人口減少対策を初め、震災からの復興への対応等について、より一層のご理解とご協力 を賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがと うございました。

○後藤守議長 今期定例会は、3月4日から本日まで17日間、議員各位には、本会議、委員会 を通し慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。 以上をもって、平成26年第1回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

副 議 長

署名議員

署名議員